

議第203号

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月27日提出

京都市長 松井孝治

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「地域手当」の右に「、住居手当」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

定年前再任用短時間勤務給食調理員に住居手当を支給することとする必要があるので提案する。